

令和5年度

第12回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和6年2月13日

湯沢市農業委員会

第12回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和6年2月13日(火) 午後1時30分

場所 湯沢グランドホテル

開会 午後1時40分

閉会 午後2時31分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	福嶋 富子	11番	麻生 良子
2番	佐々木 昇	12番	杳澤 弥
4番	川崎 秀悦	13番	加藤 エリ子
5番	水戸 義昭	14番	佐藤 栄子
6番	姉崎 与志弘	15番	高橋 郁夫
7番	佐藤 昇	16番	高橋 忠雄
8番	加藤 艶子	17番	宮原 正明
9番	由利 幸悦	18番	高橋 敬悦(会長職務代理者)
10番	瀬川 等	19番	高橋 伸太郎(会長)

2) 欠席した委員

3番 伊藤 秀郎

3) 遅刻した委員

なし

19名中18名出席
(午後1時40分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 大野 重雄
班 長 高山 善樹
主 査 小松 幹

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

- ・ 報告第11号 第2回運営委員会の報告について
- ・ 農地法に基づく届出等の報告

- (1) 賃貸借契約合意解約
- (2) 使用貸借契約合意解約

3 議 案

議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第56号 湯沢市農用地利用集積計画の決定について

議案第57号 湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理
事業）

議案第58号 農用地利用集積等促進計画策定の要請について

議案第59号 農地・非農地の判断を要する土地について

議案第60号 令和6年度農業委員会事業計画（案）について

<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">議 事</p> <p>開会宣言 午後1時40分 委員総数19名中、ただいまの出席委員は18名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>なお、欠席の届出があった委員の方は、3番 伊藤 秀郎 委員 でありす。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、13番 加藤 エリ子 委員、16番 高橋 忠雄 委員 の兩名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告2件、議案6件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。</p> <p>冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に挙手による採決を行います。</p> <p>また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願いいたします。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">(大野事務局長、挙手)</p> <p>大野事務局長。</p> <p style="text-align: center;">(会務報告、朗読説明)</p>
<p>議 長</p>	<p>会務報告の内容について、ご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。</p> <p>次に報告第11号 第2回運営委員会の報告をお願いします。</p>

議 長	<p>(18番 高橋 敬悦 職務代理者挙手、挙手)</p> <p>18番 高橋 敬悦 職務代理者。</p>
	<p>(第2回運営委員会報告、朗読説明)</p>
議 長	<p>報告第11号 第2回運営委員会の報告について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。</p> <p>次に農地法に基づく届出等の報告をお願いします。</p>
議 長	<p>(高山班長、挙手)</p> <p>高山班長。</p>
高山班長	<p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。</p> <p>議案書2ページをご覧ください。1 賃貸借契約合意解約通知は7件で、面積は13,348㎡であります。解約事由は、借人の都合によるものが4件、第三者へ利用権設定するため1件、貸人の都合によるものが1件、高齢化による経営縮小のため1件であります。</p> <p>次に、2 使用貸借契約合意解約通知は5件で、面積は47,490㎡であります。解約事由は、第三者へ利用権設定するため3件、借人の都合によるものが2件であります。報告は以上です。</p>
議 長	<p>只今の報告内容について、ご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、ご了承願います。</p> <p>次に議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第55号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。</p>
議 長	<p>(高山班長、挙手)</p> <p>高山班長。</p>
高山班長	<p>議案第55号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和6年2月13日提出。</p>

	<p>議案書4ページをご覧ください。賃貸借権設定は2件で、面積は20,376㎡であります。申請事由は、申請番号第17号は高齢による経営縮小のため、18号は相手方の要望のためであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。</p> <p>次に議案書5ページから6ページをご覧ください。所有権移転は5件で、面積は11,849㎡であります。申請事由は、申請番号第61号は農地中間管理機構が行う農地売買支援事業により所有権移転をするため、57号、60号は相手方の要望のため、58号、59号は経営縮小のためであります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第55号「農地法3条の規定による許可申請について」申請のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第56号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。</p> <p>(高山班長、挙手)</p>
議 長	<p>高山班長。</p>
高山班長	<p>議案第56号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)、以降「旧農業経営基盤強化促進法」と略して説明させていただきます、第18条第1項の規定に基づき、計画の可否について決定を要す。令和6年2月13日提出。</p> <p>議案書8ページから16ページをご覧ください。経営基盤強化促進法 利用権設定は賃貸借権が32件で、面積は188,472㎡であります。新規の設定が15件、再設定が17件であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。</p> <p>使用貸借権は3件、面積は4,062㎡であります。再設定が3件であります。</p> <p>次に議案書17ページをご覧ください。経営強化基盤促進法 所有権移転は1件で、面積は5,354㎡であります。申請事由は経営縮小のためであります。</p>

	<p>売買価格は総会資料記載のとおりであります。</p> <p>集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。
11 番	議案書14ページ、整理番号第488号の賃料が2,100円プラス米120kgとなっているが、どう理解すればよいか。
議 長	<p>(高山班長、挙手)</p> <p>高山班長。</p>
高山班長	総会資料記載のとおり、第488号の賃料の年額は、お金2,100円と米120kgであります。なお、おおよそではありますが、米を金額に換算し10a当りの賃料を計算してみますと9千円強となりますので、他と比較しても大きな違いはないものと思います。
議 長	暫時休憩します。(午後1時57分)
議 長	再開します。(午後2時00分)
議 長	他に質問はありませんか。
	(質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
高山班長	<p>全員挙手。議案第56号の利用集積計画については、計画のとおり決定することといたします。</p> <p>次に、議案第57号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)」を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
議 長	<p>(高山班長、挙手)</p> <p>高山班長。</p>
高山班長	議案第57号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)」、湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定により、

	<p>改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、計画の可否について決定を要す。令和6年2月13日提出。</p> <p>議案書19ページから23ページをご覧ください。農地中間管理事業の利用集積計画は、利用集積計画（転貸人へ）が16件、面積は198,707.06㎡であります。貸付理由は、集積計画整理番号（転貸人へ）第333号が農業廃止のため、それ以外はすべて経営縮小のためであります。利用集積計画（転借人へ）は11件で、すべて経営拡張による借り受けであります。賃料については総会資料記載のとおりであります。利用集積計画の内容は、すべての利用集積計画で、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。</p> <p>（質問なしの声あり）</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、農地利用集積計画について採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第57号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」については、計画のとおり決定することといたします。</p> <p>次に、議案第58号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。</p> <p>（高山班長、挙手）</p>
議 長	<p>高山班長。</p>
高山班長	<p>議案第58号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することの可否について、決定を要す。令和6年2月13日提出。</p> <p>議案書25ページをご覧ください。農地中間管理事業（移転）の促進計画案は、賃貸借権の移転が2件で、面積は17,921㎡であります。移転事由はすべて、移転する者は経営縮小のため、移転を受ける者は経営拡張のためであります。県の公告は令和6年3月29日となっております。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>


<p>議長</p>	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>議長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。議案第58号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」、原案のとおり農地中間管理機構に対し要請することに決定します。</p> <p>次に、議案第59号「農地・非農地の判断を要する土地について」を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(高山班長、挙手)</p> <p>高山班長</p>
<p>高山班長</p>	<p>議案第59号「農地・非農地の判断を要する土地について」、「農地法の運用について」の制定について(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)、以降「運用通知」と略して説明させていただきます、第3の1の(3)のウ及び第4の規定に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の判断を行うことについて決定を要す。令和6年2月13日提出。</p> <p>非農地の判断につきましては、運用通知第3の1の(3)のウ及び第4の規定に基づき、農地法第30条第1項の規定による利用状況調査(農地パトロール)の結果、既に森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地があった場合は、当該農地について農地に該当しない旨の判断を行い、農地台帳から除外することとされています。</p> <p>非農地の判断基準は、運用通知第4の(4)に、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地(人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地)であって、農業的利用を図るための条件整備(基盤整備事業の実施等)が計画されていない土地で、</p> <p>ア その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合</p> <p>イ ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合のいずれかに該当するものは、農地に該当しないものとし、これ以外のもものは農地に該当するものと定められています。</p> <p>議案書27ページから29ページをご覧ください。今回、非農地の判断を要する土地は、本年度の農地パトロールにおいて、担当する農業委員・農地利用最適化推進委員の調査で、現況が雑木等の立木や雑草が繁茂しているなどにより、農地に復元することが困難な状態にあると考えられるとの調</p>


		<p>査結果となった合計17筆の土地で、面積は16,469㎡であります。</p> <p>また、この農地パトロールの結果について、10月17日開催の第3回農地対策専門委員会へ報告し、再生利用が困難と見込まれる農地は「非農地判断」を検討することとなり、11月14日開催の第2回合同会議において、農地パトロールの実施結果により再生利用が困難と見込まれる遊休農地については「非農地判断」の手続きを進めていくこととしていたものであります。説明は以上です。</p>
議	長	説明が終わりました。
議	長	暫時休憩します。(午後2時10分)
議	長	再開します。(午後2時13分)
議	長	<p>質疑を行います。何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議	長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。議案第59号「農地・非農地の判断を要する土地について」は、非農地と判断することといたします。</p> <p>次に、議案第60号「令和6年度農業委員会事業計画(案)について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>(高山班長、挙手)</p>
議	長	高山班長
高山班長		<p>議案第60号「令和6年度農業委員会事業計画(案)について」令和5年度農業委員会事業計画(案)を別紙のとおり定めることについて、同意を要す。令和6年2月13日提出。</p> <p>(令和6年度湯沢市農業委員会事業計画(案)、朗読説明)</p>
議	長	説明が終わりました。
議	長	暫時休憩します。(午後2時18分)
議	長	再開します。(午後2時30分)

議 長	質疑を行います。何かご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。事業計画の案について同意することに賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。議案第60号「令和6年度農業委員会事業計画(案)について」は同意することといたします。 これを持ちまして、本日の議案は全て終了いたしました。 <p style="text-align: right;">(午後2時31分終了)</p>

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和6年2月13日

議長 高橋伸太郎 

署名委員 13番 加藤エリ子 

署名委員 16番 高橋忠雄 